

# 北九州市農業委員会

## 第18回西部部会会議（令和6年度1月部会会議） 議事録

1 日 時 令和7年1月10日(金)午後2時30分～午後2時45分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

### 3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 19名

農業委員 8名

大庭喜重	岩男徹	松浦和哉	竹内輝壽
山鹿茂紀	木原幹雄	山田泉	大庭美智子

農地利用最適化推進委員 11名

相良美一	大庭研次	小田勝	宮野誠司
千々和義孝	西孝義	酒井昭夫	太田義久
吉永繁治	森野幸則	浦邊光造	

・欠席委員 2名

秋山誠 香山安孝

### 4 事務局出席者

荒木係長

### 5 議 事

#### (1)農地法関係

<議案>

議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第42号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	32件
議案第43号	中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について	1件

<報告>

報告第71号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第72号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	14件
報告第73号	農地法第18条6項の規定による合意解約通知について	5件
報告第74号	使用貸借権の解約について	1件
報告第75号	非農地証明願について	1件

(2)一般議案 なし

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、第18回西部部会会議を開催いたします。

まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は19名です。欠席委員は、1番の秋山委員、9番の香山委員です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は私と、8番の竹内委員、19番の大庭美智子委員です。よろしく願いいたします。

本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご確認いただいていることと思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

本日は、事前審査の前に新規就農者の面接を行いますので、事務局から説明があります。

事務局

では、これより「新規就農者の面接」に移りたいと思います。お手元の「営業計画書等」をご覧ください。

<新規就農者> 入室

<新規就農者> A氏外1名～自己紹介等

部会長

ありがとうございました。就農開始について何か、ご意見はございませんか。

意見なし

部会長

特にないようですので、問題ないと判断したいと思います。

<新規就農者> 退室

部会長

では、はじめに1ページから3ページの議案第40号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案5件です。

この議案につきましては、木原委員が当事者となっておりますので、議事進行の間、木原委員の退室を求めます。

木原委員 退室

部会長

では、この件について、第2査委員会ですら事前に審査をいたしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第 40 号の 1 から 5 の 3 条許可申請について、ご報告いたします。  
申請地 1 については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 2 については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 3 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

また、申請地 4 については、譲受人が水稻及び果樹栽培を行う計画です。

また、申請地 5 については、譲受人が果樹栽培を行う計画です。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 40 号、「農地法第3条規定による許可申請  
ついて」は、原案どおり許可することにします。  
それでは、木原委員の入室を求めます。

木原委員 入室

部会長

次に、4ページの議案第 41 号「農地法第5条の規定による許可申請について」、  
本議案は県知事許可事案1件です。  
この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を報告願  
います。

調査長

議案第 41 号の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地については、水道、下水管及びガス管のうち2種類以上が埋設されている  
道路の沿道の区域かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設が存する「第3種  
農地」です。

申請地については、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として使用するため、農地を転  
用するものです。

地元水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく

調査長

許可相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 41 号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

次に、5ページから 12 ページの議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」、本議案は農地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見をご報告願います。

調査長

議案第 42 号について、ご報告いたします。

農用地利用集積計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定については、原案どおり了承することにします。

部会長

次に、13 ページの議案第 43 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」、本議案は農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を報告願います。

調査長

議案第 43 号について、ご報告いたします。

農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご異議をお願いします。

ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 43 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第3項による意見について」は、原案どおり了承することにします。

以上をもちまして本日の審議審査は終わりました。

そのほかで何かございませんか。

(意見なし)

他になければ農地法関係の議案審議を終わります。

続けて、一般議案に移ります。今回は、一般議案はございません。

その他の連絡事項に移ります。

事務局から連絡事項について説明をお願いします。

(事務局から事務連絡)

部会長

皆さま方から何かありませんか。

(意見なし)

それではこれで、第 18 回西部部会会議を終了いたします。

お忙しい中、ご出席ありがとうございました。